國會

遞信省認可

陰暦壬辰年十二月十日　庚子
紀元二千五百五十二年　西暦千八百九十二年
昨八日（晴）品川灣　寒暖計正午五十四度
今九日　滿潮　一午前〇　一午後零時二十四分
本紙定價　一枚　金一錢五厘　一ヶ月　金三十五錢　三ヶ月　金一圓　郵稅日々送一ヶ月　金十三錢
本月日曜日　三日　十日　十七日　廿四日　卅一日
毎月月曜日及大祭日翌日休刊
發行兼印刷人　志毛井讃太郎　編輯人　太田久太郎
東京々橋區南鍋町二丁目六番地
發行所　國會新聞社

社説

養材、目下の緊急問題

「養材」と言ふ、是れ漢儒の口吻に酷類す、而かも目下の緊急問題ハ實に之れに過ぐるなからんとす、想ふ今日の事、紛々擾々、錯々援々、歸する所是れ人物の缺乏せるを以てのみ、特に第一議會の開設以來、三百の代議士の言動を視聞し、邦家の前途を顧慮するの士ハ、必らすや「是れ果して日本國第一流の人物なりや否や」との問題を其の腦中に湧出したるならん、而して或ハ此れが日本國第一流の人物なる哉と心私かに嘆息したる者もあるべく、否とよ日本國第一流の人物ハ未だ此れに盡きずと自から慰めたる者もありしならん、兎に角に第一議會以來の結果、人物の拂底なるこれ歴々として證明せられ、而して今日に至りて愈々益々之れを感ぜられぬ、日本の將來を眞成に憂患する者、焉んぞ「養材」を以て目下の緊急問題とせざらんや。

社會の亂秩序なるや、其間必らす二種の人物を吐き出す、一ハ譎術厭くなく、己れを欺き人を欺き以て靦然たる者、一ハ純然自から潔くし、硜々として獨り居る者是れ。蓋し世局の未だ紛然雜然として定まる所あるなきや、譎術の徒、己れが慾望を恣にし、力の能ふ丈け出來る丈け我利我益を逞用して、違約、譎詐、陰險の言動至らざる所なく盡さゞる所なく、而して他を顧みて己れより尚は一層々の非行を爲す者あるを觀、彼れ此の如し、我れもモウ少しハ遣りても宜からんとて、比較的の觀念上、更らに進みて愈々益々魔界に陷り、遂に破道破德復た收拾すべからざるの人物と化成す、而して一方に在る者、此等の言動を視聞するや、乃ち憤悶不平に堪へす、反動上、硜々乎たる擧措をあし、純然自から潔くして他を矯正することをも爲さず、警誨することをも敢てせず、會々之れを矯正警誨せんとする一派流れ、他の一言一行些々細々の事と雖も叱咤して之れを譴責し、毫髪も假借する所なく斟酌する所なく、折檻追究至らざるなく、臣賊の事と雖も猶は且つ之れを用捨せず、最も人を誘導自悔せしむるの法にあらず、其の度量の矮窄、規摸の偏少、固より言ふに足らずとなす。料るに今の日本、此等二種の人物こそ、實に日々人々の耳目に觸る所、乃ち幾多の國民をして甲にあらざれバ乙たらしめんとするの傾向ある、吾輩ハ眞個に邦家の前途の爲に絕嘆せざるを得ざるなり。今の少年亦た然り、一ハ則ち封建時代の遺傳性の漸く薄らぎたる儘、宛かも社會の譎猾厭くなきの氣風中に養成せられ、而かも法律を以て本務となすの時世に遭遇し、其の頭腦を解剖すれバ、覺えす嘔吐に堪へざらしむる者あり、而かも此れに屬せざる者に至りてハ、燕趙悲歌、慷慨激越、些の餘裕なく、少年らしき所なく、嫌に大人振たる者、此輩が前途發達の範圍も亦知るべきのみ、其他或ハ人の門を敲きて十錢半圓の惠を乞ひ、或ハ書を寄せて半面識なき者に寄食せんことを求め、或ハ諂諛滴るばかりの文を作して生知の人に其の職業を周旋せんことを請ふ、少年の氣風此所に至る、頽敗極れりと言ふべし。既に然り、今や日本の有力社會ハ二種の人物より組織され、而して之れに繼續し來れる者亦た頼み甲斐無き者多出せんとす、況んや第一議會よりの結果、吾輩ハ將來なる日本國民の出來る丈け多數をして今少しく其の頭腦を化醇せしめ、迚々の事に普通學科にても一層々獎勵するにあらずんバ、到底邦家の事復た爲すべからざるを知る、誰れか言ふ、養材抔とハ漢儒一片の陳腐論と、吾輩ハ一年を經過し、一議會を經過する毎に、世論の漸く之を嘖々するに至るべきを預言する者。

果して然り、所謂養材の方策ハ如何、曰く先づ第二期子孫の標準師表たるべき位置にありながらにして、能く標準師表たる能はざる者を淘汰するに在り、即ち文部省内に一大改革を敢行するに在り、源流の濁るもの下流の如何にしてか澄清なるを得べけんや、吾輩ハ今日に當り先づ文部省内に一大改革を敢行するを以て、人材を養成するの第一方策となし、而して獨り此所に止らす、第二期子孫の標準師表を以て任ずる者、自己の任責の重且大なるを悟了し、其の日常の言動を愼警し、生平の感化を以て無爲の間に人を德了せんことを期せざるべからず、是れ最も有力にして且つ偉大なる教育、冥々の裡、暗々の間、無形上に社會を化醇する何物か之れに過ぎんや、言あり、人を動さんと欲せバ先づ自から動かさゞるべからずと、養材の方策是れあるのみ、想へ、議會ハ高等中學、高等師範學校、高等女學校の必要切須なるを能く／＼知りながらにして、何故にか之れを廢止若くハ經費を減削せんとせしものぞ。

大に國防論を喚起せよ

自由黨一たび陸海軍上奏案を提出するや、之に對して激昂せし者ハ軍人社會のみ、之を駁難せし者ハ一二政府黨の機關新聞のみ、而して輿論の多數ハ、尙は懵乎關知せざるの狀あり。抑ゝ陸軍を國防の基礎とすべきや否の問題ハ、少しく政治思想を有する人士の熱心に講究すべき方針にあらずや。此の方針一定し、然る後に始めて砲臺船艦等に於る新事業の得失利害を判決し得ん、否らざれバ妄に東方問題を口にするも畢竟是れ門外漢たるに過ぎず。

首を拾ふ者ハ誰ぞ

第二議會の天王山、所謂民黨ハ「不信任」の大身鎗を以て政府の胸板を刺し、政府乃ち實業問題の鎌鎗を以て所謂民黨の首を搔けり、正に是れ兩勇相鬪ひて遂に差し違へたるものとす、抑ゝ此の兩者の首を拾ふて立つ者ハ誰ぞ。

宮城縣復た一民黨議員なき乎

青葉城の左、瑞鳳殿の畔、戊辰陣亡一千人の招魂碑を見る、當時此輩呼號する所何の言ぞ、唯「薩長政府」の四字に外ならず。今や此の第二の維新に際し、曾て東北各藩の牛耳を執れる獨眼龍の遺封中、復た一民黨議員なき乎、泉下の白骨知るあらバ則ち如何。

人智の想到らざる所

古今天下の變、人智の想到らざる所に起る、昨年湖南事件の如き即ち是れなり。今や全國の人士を擧げて、惣選擧の一勝一敗に狂奔す。何ぞ知らん、一葦帶水の外、驚天動地の警報を墜下し來るなきを。

雜報

自由黨新宣言書（承前）

外交ハ國家盛衰榮辱の繫る所なれバ最も之を愼重せざる可らざる條約改正ハ我國の最大急務なれバ我黨國家の重さを以て自ら任ずる者ハ豈に之を忽かせにすべけん哉夫れ條約改正談判の敗るゝや既に再三なり外に之を求めて内に之を敗る當局者の責ハ固より免る可らずと雖も亦た自ら省みれバ終に締盟各國に對し我日本國の威信を失ふ者なり我黨ハ深く茲に憂慮する所あり第一期議會に於てハ青木外務大臣に質問書を出し大臣の答辯あり條約改正談判の成功ハ議會に安心を與ふるに足るべしと明言したるも當時未だ其の實効を認めず其後俄然湖南事變の起るや終に外務大臣の交迭と爲り爾來條約改正に就てハ寂として其聲を聞かず現任總理大臣ハ議會に臨みて施政の方針を演說し百難を排除しても條約改正ハ之を遂ぐるの決心ありと言へり然れとも我黨ハ現内閣に於て毫も其決心の現はれたるを認めず湖南事變の後條約改正の事業ハ全く中止したる者の如し我黨ハ實に怪訝に堪へざるを以て條約改正の成行如何を知らんと欲し當局者に質問書を出し置きたるも未だ其答辯を得ずして議會ハ解散せられたり夫れ外交條約を締結するハ　天皇の大權に屬すと雖も立法に關する事件ハ實に議會の權内に在り治外法權の撤去と海關稅權の恢復とハ條約改正の二大要務たり我黨ハ固より此二者を並び行はんと欲する者なれバ議權の許す限りハ之に及ばさゞるを得ず特に海關稅權恢復の如きハ宜しく先づ議會に於て國定稅率を議定し以て條約を改正し稅率を變更するの時に臨み當局者をして準據する所あらしむべし是れ即ち當局者をして其事を行ふに便ならしむる者あり夫れ海關稅率を制定するハ我國の主權に屬し他國の牽制を受くべき者に非らず海關稅率を條約のみに依て議定し國定稅率の制なきハ我國の一大缺典なり海關稅率を制定するの必要ハ啻に我帝國の獨立權を主張し我議會の議定權を鞏固にするのみならず我國庫の收入額を增加するに在り彼の締盟各國に對してハ現行條約を改正せざれバ此法を實施するを得ずと雖も條約改正に先て此法の制定を必要とす且つ無條約國に對して此法發布の時より之を實施するを得べし從來我國の稅率ハ世界各國の中に就て甚だ低き者なり稅率を高むる其度に過ぐれバ國家の經濟を害するも其度宜きを得れバ國内の產業を興し兼て國庫の收入を增し一擧兩得の政策なり今茲に海關稅率を變更せバ其稅額ハ槪算九百五十萬圓餘の多きを致し之に加ふるに新定の噸稅三十三萬圓餘を以てすれバ他日輸出稅を全廢するも稅關の收入ハ每年殆と一千萬圓を得るに至らん是實に我國の一大稅源なり我國百般の急務未だ擧がらざるハ其財力なく其稅源なきが爲なり茲に新に一大稅源を開かバ以て百般の急務擧るを得べし是我黨が海關稅法の制定を必要として此議案を提出したる所以なり以上記する所の外我黨の議員が提出したる議案幷に質問書ハ少からずと雖も我黨ハ必要已むを得ざるものに限り之を提出し其の繁縟を去り簡易を旨とし議案辯論の競進會を爲すが如きハ痛く自ら之を戒め以て議場の亂雜を豫防したり

我黨が豫算案を査定したるハ民力休養政費節減を主旨とし國民の輿論を代表したる者なり然るに總理大臣ハ查定案報告の日に當り議場に於て斷言すらく實に明治廿五年度の豫算ハ節約減省を極めたる者なれバ豫算委員の報告に對して寸毫も同意を表するを得ずと夫れ未だ議會の議を盡さゞるに斯の如きの言を爲すハ大早計にあらずや恐くハ查定案に反對の議員諸士と雖も多少節減の意を含まざる者ハ莫かるべし總理大臣ハ國家の生存及び發達を謀るにハ原案の要求額を必要なりと斷言せり夫れ國家の生存とハ果して何を謂ふ乎國家ハ人民を離れて獨り能く生存する者に非らず人民を以て其基礎と爲さゞる可らず國家ハ空中に樓閣を築きたるが如き者に非らず國家の構造ハ人民生活の度に應じ國家の發達ハ人民產業の力に伴はざるを得ず之を我國の民力に比較し外國の例に照せバ我國政府構造の過大にして却て國家の發達を害し人民の生業を妨ぐるの跡あるを認むるなり然りと雖も我黨ハ我國の形勢を察せず我國の民情に泥み偏見を固執する者に非らず今や我國ハ富强なる海外各國と相交るを以て我國の實力に不相當の政費を要する事あるを免れずと雖も百事節儉を旨とせバ我國の政費ハ目下查定案の金額を以て足れりとす斯の如きの節減を爲したりとて國家の生存を害し發達を妨ぐるの事なきハ我黨の固く自ら信ずる所なり政府ハ宜しく既往二十有餘年間の事業を反省すべし不急の土木を起し華麗なる官衙ハ高く矮小なる民屋の上に聳ゑ徒らに都門の觀を美にするも首府の守を失ひ東京灣の防禦ハ却て之を等閑に附したるに非らずや其他國家生存の上に就て政府其計畫を怠る者ハ枚擧に遑あらず是れ果して國家の生存に妨げ無き歟又た政府ハ民間の營業に干涉し保護の方法を誤り十中の八九ハ失敗に歸したる而已ならず民間の營業と競爭し却て民力の發達を妨害したり茲に其例の最も著しき者を擧ぐれバ薩摩の豪商五代友厚に藍業資金として五十萬圓を貸附し笠野熊吉にも亦た營業資本として二十萬圓の大金を貸附せり而して今や其業ハ雲消霧散して痕を留めず凡そ此の如きの類ハ枚擧に遑あらざるなり彼の三菱會社に保護金三十萬圓を與へたるが如きハ外國の汽船が我國の沿海を橫行し航路を奪領せんとするの事ある時に當てハ政策上已むを得ずとするも其後政府ハ海運事業に干涉して新に共同運輸會社を起し三菱會社と競爭して自ら其專橫の弊を矯むると言ひながら之を合併して日本郵船會社と爲し其實價七八百萬圓にも足らざる者を以て一千百萬圓の資本と空稱し之に向て八分の利子を保證し八十八萬圓の保護金を下附したり是れ當時内閣の失政を掩はんが爲めに非ずして何ぞや今や内國沿海の航路ハ大に開け保護の必要ハ昔日の如くならず要する所ハ大に海外の航路を開くに在り然るに會社の事業ハ内に縮りて外に伸びず内國航海の利益を專有して小會社獨立の營業を妨害し琉球大島等に於ける砂糖の如き内國重要の物產も運賃の高きが爲めに其與るべきの業も未だ盛んならず我黨ハ通商航海を我日本の國是となせバ航海事業に適當の保護を與ふるに吝ならず其保護金に餘あれバ以て其航海業を進ましむべし此保護金に就て物議の起るハ會社が其割合に航海業を進めざるを以てなり其他大坂の商船會社に對してハ長州人の株主を以て組み立てたる共榮社に合併せしめ之に特別補助金を與へたるが如きハ名を公益に藉りて其間に私利を營みたる者に非らず耶其他工場鑛山等の拂下に於ても共間に私利を營みたる者少からず茲に二三の實例を擧ぐれバ愛媛縣市の川鑛山ハ元と民業を以て成り立ちたる者なるに政府ハ之を官業に移すとの名義を以て民業を奪ひ豪商藤田傳三郎と契約して之に專有を許し其後土地人民の苦情を訴ふると頻りなるに由り已むを得ず共契約を解きたるも損害賠償を名とし藤田傳三郎に官金八萬餘圓を下附したり（未完）

小説

當世文反古

露伴

（十）憤怒の化石堅いハ／＼

一筆啓上仕り候先日の御書面並に其後御入來の砌細々との御談示に其砌ハ態と一言も御答申さず候ひしが最早御答申し上げ候迄にも及ばざるべく決定候間別段何等の儀も申し上げず候につき左樣御承知下され度候此度我等急に思ひ立ち候て少々由緒之あり候駿州靜岡表へ一同移住蟄居候に依り一應御退乞且ハ種々御世話蒙り候御禮をかね參館貴意を得度存じ候ひしが樣々御心勞の御儀も有らせらるゝやの御場合に心無く御煩はせ申すも如何やと存じ且又取急ぎ申し候間此紙面差配人大澤長兵衛樣に布呂敷包一個と共に御送申し呉るゝやう相賴み申し失禮ながら御暇乞も申し上げず貧人の儀故心易く唯今出立致し候去年來種々御厚情に預り候御禮ハ千萬筆紙口舌に盡し難く永劫わりがたく存じ奉るべく候無念ながら何事も思ふに任せざる分際にハ故何の御禮も仕り難く候へど幸に昨今まで手放さず候ひし長曾禰興里の一刀即ち寸志の印まてに奉呈候間何卒御受納下されたく候御恩借の金子ハ去九月二十一日金三圓同三十日醫師診察料藥禮として金九圓二十錢十月二十五日金五圓十一月四日五之助月謝三ヶ月分金一圓八十錢同十八日醫師方告濟金十三圓七十錢以上五口金三十二圓七十錢此度今年中に少々づゝなりとも郵便爲替をもつて一切御返却申し上げべく候萬一老夫存命中御返却申し上げ濟み相叶はず候とも堅く遺言をもつて小夜並に五之助に申し付置き御返却相違なく致させべく候間右樣御含み下され度候恐惶謹言

萩原より守田への文なり表面ハ理屈あれど裏面にハ頑固爺が情も道も失くして奇怪に憤れる態の見ゆ

（十一）見たいな破れて無いところ

文して申し上まゐらせ候御寒さつよく候ところ御變りも無う御冴々しく御渡り遊ばされ候や去年師走十一日一寸御めもじいたせし限りにて思ひも寄らざる御別れと相成りまことに／＼心細く悲しく存じまゐらせ候其折ハ然も私こと外より歸り候と直に御挨拶も稼々いたさゞる中御歸り遊ばされ如何ばかりか其折にてさへ御殘り多く存じ候に其後又一度御出の節にハ父事申し付にて御存知の春山樣へ新年御手助けいたし候やうにとて一日遣され候後にて歸り候て御出の由承はり一トしほ口惜く存じ候其翌日ハ父事一日不機嫌にて物も申さず大抵心配いたし候其又翌日急に此地へ引移り候やう申し出し一時ハわたくしも五之助も思案なく呆れ驚き色々止め候へども一向取り用ひず急き立ち申し候其折のとうわく途方に暮れ候兄弟の心々御すゐもじ願ひ上まゐらせ候私申し候にハ成程靜岡にまゐり候も宜敷候へど今迄御世話になり候諸方樣へ御退乞もいたさず殊更他樣ハさし置きても守田樣へも參上らず候てハ餘りに義理知らずと人樣の御噂のがれ難く恥しく候と一生懸命にて云ひ爭ひ申し候わたくし心の中にてハ御許樣に上り候て恐れ入候事なれど父事の筋無き思ひ立を御叱止め下さるやう日頃御許樣にハ我を折り候父のことに候へバ是非とも御一言の御世話相願ふ積りにて候ひしに御許樣御名前を云ひ出し候と急に父事如何なる譯にか眼色を變へ申し御許樣へハ然るべきやう取り計ひ置きたれバ餘計なることと云はずと荷物作りいたすやうと荒々敷申し渡し二度わたくしに口を開かせず候其折の悲しさ何卒々々御推もじ下され度眞實願ひあげまゐらせ候取り纏め少しばかりの荷物を持ち新橋へまゐり候途中一ト足づゝに御許樣にも遠ざかり幼少の頃幽に覺え候のみの知らぬも同樣なる田舍へ是よりまゐり候事かと存じ候へバ銀座通りの賑はしさも耳にばかりたゞぞは／＼と響き候て氣も拔け候やう相成り五之助を振りかへり見候に御許樣が絲を買ふて賜はり私が編みて遣り候帽子を被り居り候を見候時ハきり／＼と胸の痛くなり申し候漸く此地につき候へバ父の知合の人ハちらほら御坐候へど私の知る人とてハ一人も無く先日御許樣御聲に能く似たる聲の聞え候に思はず立上りて窓の下を通り候他人を空しく見送り申し候謹慎ハいたし候へどつい／＼御許樣御名前を口より出し候へバ父事恐ろしき眼にて睨みつけ申し決して手紙あと我儘にさし上る事無用と先日ハ云付られ申し候が餘りの事と今日不在を幸ひ私と認め申し候定めし親子のものを恩知らずと御思召もあそばさるべく候へど私の心の中だけハ何卒々々御察しあそばすやう神かけ念じあげまゐらせ候父事昔時恩をかけ候由の者親切に世話いたし呉れ此方へまゐりて却て不自由ハいたさず候へど私ハ針仕事に夜の眼を痛ませ候とも折節御衣服の裁縫をいたして着心よしと唯一言の御言葉を頂きしやうある嬉しき事にハもう逢ふ事のならぬかと悲く存じ候御手紙を頂きたきハ山々に候へど父事此頃の樣子にてハ如何致し候や分らず候何日ぞやの御戲談に來年夏にハ京都の美しさを見に行かむと仰せありしこと眞實に候はバ御厭にハ思さるべく候へども是非々々御立寄り願ひまゐらせ候直々にて御話し申したきこと候へバ心任せにハならず候女の身を慨然ともおぼしめし遊ばされ候て是非に是非に御忘れなきやう願ひあげまゐらせ候

お小夜より守田への文と知れたれど此先破れて無し

国会　サイ2-64

早稲田大学図書館蔵／Waseda University Library